

宮監委 第 56 号

令和 4 年 9 月 12 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員	高	橋	伸	二
宮城県監査委員	渡	辺	忠	悦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田		計

令和 3 年度宮城県内部統制評価報告書審査意見書について

「宮城県監査委員監査基準」に準拠し，地方自治法第 150 条第 5 項の規定により，同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので，別添のとおり意見書を提出します。

IV 宮城県内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和3年度宮城県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点及び実施内容

宮城県知事が作成した令和3年度宮城県内部統制評価報告書について、宮城県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、といった観点から審査を実施した。

審査は「宮城県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部に説明を求めた上で行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

3 審査の結果及び意見

令和3年度宮城県内部統制評価報告書について、前記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果については、(1)の事案の評価を除き、概ね相当である。

(1) 令和3年度の所得税に係る歳入歳出外現金の不足

令和4年5月16日に実施した令和3年度3月末時点の一般会計及び特別会計に係る例月出納検査を契機として、会計課が所管する全職員の所得税に係る歳入歳出外現金に、長期にわたり約2,000万円に及ぶ不足が生じていることが判明した。

これまでの間、不足が明るみとならなかった主な要因として、歳入歳出外現金は所得税のほか、入札保証金や契約保証金等科目ごとに受入れ・払出しを行っているものの、受入れ後は現金として一括化してしまうことから、科目単位で不足となっているにもかかわらず払出しが行われていたため、残高の異常値に対する認識が不十分であったことが挙げられる。したがって、会計課内部で長期にわたり表面化せず、適切な対応が図られてこなかった点について、内部統制上、重大な不備があったものと考えられる。

現在、原因等を調査中とのことであるが、令和3年度における現金の不足は厳然たる事実であることから、本事案は重大な不備として認識すべきものと思われる。また、令和4年度になって判明したことから、今回の報告書に記載しなかったとのことであるが、本事案については、評価報告書の調製後であったとしても、何らかの評価を行い、修正あるいは追加で報告すべきものと考えられる。

このような事案は当然ながらあってはならないことであり、早期に実態を解明して、所要の措置を講じるとともに、二度と同様の事案が発生することのないよう、内部統制環境の整備を図り、再発防止を強く求めるものである。

(2) 内部統制に係る評価等

内部統制評価報告書において、評価の過程で以下1件の「整備上の重大な不備」が認められ、是正されたとある。

- ・高等学校等就学支援金の受給資格認定に係る不適切な事務処理

本事案は、確認方法を明記した事務処理要領等を定めていたにもかかわらず、同時期に複数校で発生したことから、従来の手法に「整備上の不備」があったとして、国が開発した統一的な事務処理システムを導入し、各学校の入力内容を主務課が直接チェックするなど、事務処理体制の根本的な見直しを図ったとしているが、体制等の整備後においてもなお、想定されるリスクへの対応を検討するなど、不断の努力によって適正な業務運営に努め、再発防止を図られたい。

一方、既に実施した定期監査等（令和3年度内及び令和4年4月から8月まで実施）では、事務処理手続や潜在するリスクが可視化され、管理職はじめ所属内で共有されていけば防げたと思われるミスが多数見受けられる。また、重点リスク設定後に発生した当該リスク以外の不備について、報告・評価が行われていない事案が散見される。

各所属においては、これまでに不備が発生した業務や不備発生の可能性が高い業務について、「業務フロー図」、「チェックシート」、「進行管理表」等を整備し、組織内で共有・活用を図る取組が進められてきているが、これらの効果的な取組を、本県独自の「みやぎファインプレーポイント」や「マルチアングルゼミナール」の実施等によって全庁的に整備浸透させ、内部統制が自主・自律的に定着し、不備の発生抑制につながることを期待したい。

全国に先駆けて内部統制に取り組んできた本県は、ガイドラインに示されている6つの基本要素について、既に全庁的な体制が概ね整備されている状況にある。そのため、今後はガイドラインからさらに踏み込んで、モニタリングを強化し、実際の業務に対して内部統制が浸透しているか、有効に機能しているかといった観点で評価が実施されるよう検討を求めるとともに、評価報告書において、発生したミスの傾向、要因等を更に分析し、内部統制の一層の充実強化が図られることを求めるものである。